

さくら通信

2025年8月
No.248

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

48



8月で48歳になります。巳年の年男ということになるのですが、昔からヘビのようにしつこいと言われていました。

今もしつこいかどうかは自分ではよくわかっておりませんが、しつこさが粘り強さになればいいかなと思っています。

ちなみに、私が生まれた昭和52年は、日本の平均寿命が世界一になった年のようです。当時は男性が約73歳、女性が約78歳だったようで、この50年で10年ほど平均寿命が延びたことになります。これにあやかって(?)私もしつこく粘り強く生きていきたいものです。

(孝志洋)

インボイスがなくても大丈夫？仕入税額控除の例外と特例まとめ

インボイス制度(適格請求書等保存方式)では、消費税の仕入税額控除を受けるために、原則として「インボイス(適格請求書)」と帳簿の両方を保存する必要があります。インボイスがないと、仕入や経費にかかった消費税を売上の消費税から差し引けず、納税額が増える可能性があります。

ただし、例外や特例もあります。たとえば、電車やバスなど3万円未満の公共交通機関の運賃や自動販売機での少額購入、出張旅費や宿泊費など、領収書の取得が難しい場合は、帳簿に必要事項を記載していればインボイスがなくても控除が認められます。

また、基準期間の課税売上高が1億円以下(または特定期間で5千万円以下)の中小企業は、1回の取引が税込1万円未満なら、インボイスがなくても帳簿保存だけで控除できる「少額特例」が2029年9月まで使えます。

さらに、制度開始から6年間は、免税事業者(インボイス発行事業者でない相手)からの仕入でも、一定割合(2026年9月までは80%、2029年9月までは50%)の消費税を控除できる経過措置があります。

簡易課税制度や2割特例を選んだ場合も、インボイスの保存がなくても仕入税額控除はできます。

なお、クレジットカード会社が発行する利用明細書はインボイスの要件を満たさないため、それだけを保存しても仕入税額控除は受けられません。控除を受けるには、取引先が発行したインボイス(レシート等)が必要です。ただし、「少額特例」や「出張旅費等特例」の対象となる取引は、インボイスがなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存のみで控除が認められます。この場合、クレジットカードの利用明細は、支払いの事実を証明する有力な書類となります。インボイスは手書きや電子でも構いませんし、複数の書類を組み合わせても要件を満たせます。

このように、仕入税額控除にはインボイスの保存が原則ですが、実務上は例外や特例も多いので、取引内容ごとに保存書類を確認しましょう。

(大寺)



さくら相続相談センター開設のお知らせ

この度弊社は【さくら相続相談センター】を開業いたしました。

『相続』と聞くと手続きも多岐にわたり、大変なイメージを持たれる方が多いのではないのでしょうか。わたしたちは皆様の不安を少しでも和らげ、お気持ちに寄り添った相続手続きを目指しております。下記のURL、もしくはホームページからサイトをご覧くださいませ。まずはお気軽にご相談ください。

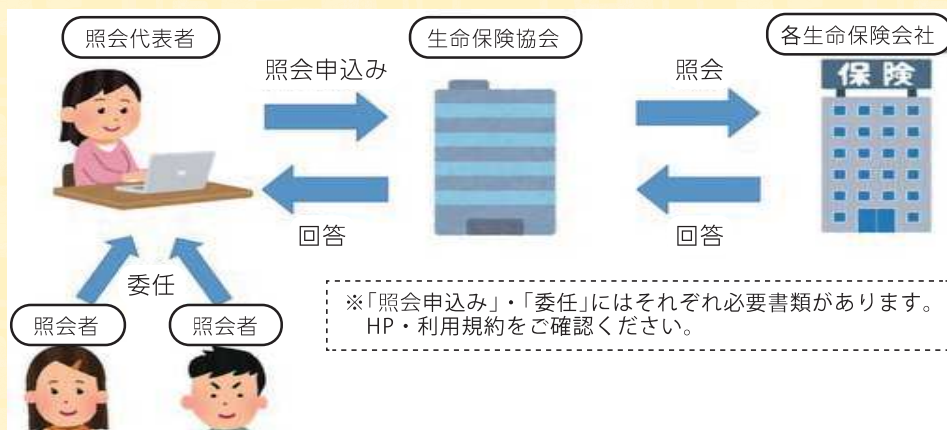
<https://souzoku.skr39.co.jp/>



資産税係 生命保険契約照会制度について

ご親族等が死亡した場合、または、認知判断能力が低下した場合(医師による診断が必要です)に、ご親族等が保険契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無を、一般社団法人生命保険協会に依頼し、協会の会員会社である生命保険会社に、確認してもらえる制度です。

利用料は、調査対象となるご親族等1名(1照会)につき、3,000円です。(2025年4月現在)「戸籍」や「診断書」などの提出が必要となります。



本制度により生命保険契約の存在が確認された場合、照会者から各生命保険会社のコールセンターに契約内容の照会や請求のお手続きを行うことになります。

<一般社団法人生命保険協会HPより>

(坂田)

社会保険 熱中症対策の強化

令和7年6月1日～熱中症対策が強化されました。(改正労働安全衛生規則施行)

概要

熱中症のおそれのある作業を行う際に、早期発見のための体制整備・重篤化を防止するための措置の実施手順の作成・関係作業員への周知を義務付け

対象

WBGT(熱中症の危険度を示す指数) **28度以上**または**気温31度以上**の環境下で**連続1時間以上**または**1日4時間**を超えて実施がみこまれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

現場における対応

〈体制整備〉・〈手順作成〉・〈関係者への周知〉が事業者には義務付けられます。

基本的な考え方

見つける ➡ 判断する ➡ 対処する

熱中症が疑われる症状例

他覚症状

- ・ふらつき
- ・失神
- ・生あくび
- ・大量の汗 等

自覚症状

- ・めまい
- ・吐き気
- ・倦怠感
- ・筋肉痛
- ・不快感
- ・高体温 等
- ・頭痛

判断

返事がおかしい、ぼーっとしているなど普段と様子がおかしい場合も異常ありとして取り扱うことが適当。

判断に迷う場合は、#7119等を活用して専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。



(坂尾)

労災保険制度は、労働者が被った業務災害や通勤災害に対して、必要な保険給付を行うものです。

したがって、事業の経営者(社長)や事業(所)に属さず仕事をしている人は、制度の対象とはなりません。

しかしながら、経営者でも、一般の労働者と同様の作業をしていて、業務内容や災害発生状況などに照らして何ら労働者と変わらない人もいますし、事業主の命で海外の支店などへ派遣された人でも、国内ならば当然受けられるはずの労災保険の保護を与えるにふさわしい人もいます。

そこで、このような人に対しても、労災保険の目的を損なわず、業務上・外の認定など保険技術的に可能な範囲で、労災保険の適用を図ることとしたものが特別加入制度です。

特別加入は強制ではなく、任意加入によるものですが、次の4種類に該当する人がその対象となります。

特別加入制度の対象者

①	中小事業主等	第一種特別加入者
②	一人親方等	第二種特別加入者
③	特定作業従事者	
④	海外派遣者	第三種特別加入者

特別加入の手続きについては、個人で行うのではなく、都道府県労働局長の承認を受けた事務組合等を通じて行う事となっています。

当事務所も事務組合として承認を受けております。

先月号にてお伝えしました「労災上乗せ保険」と併せて、未加入の方は一度ご相談下さい。

(株式会社さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会)

医療係 生産性向上・職場環境整備等支援事業について

事業の目的

人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を給付金として医療機関に支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とします。

事業の概要

1. 補助施設

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届出済みの病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーション

※令和6年度中(令和7年3月31日まで)にベースアップ評価料の届出をしていない施設は、補助対象外となりますので御留意ください。

2. 給付金額

病院	許可病床数×4万円
有床診療所(医科・歯科)	
無床診療所(医科・歯科)	1施設当たり18万円
訪問看護ステーション	

※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給する
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/med/categoryMedical/sonota/kan/7301950/>

(大下)

8月の社会保険労務

9月1日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

8月の税務

8月12日

- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月1日

- 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

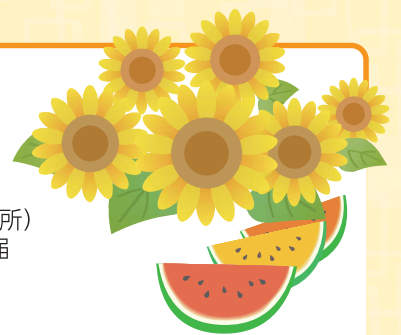
- 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

8月中において都道府県の条例で定める日

- 個人事業税の納付(第1期分)

8月中において市町村の条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)





研修会・懇親会へのご案内

令和7年9月5日(金) ホテルクレメント徳島

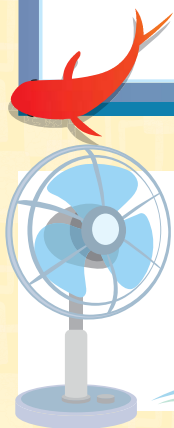
研修会 13:30 ~ 17:00 3階 金扇(キンセン)

- ① 13:35 ~ 14:35 『仕事と育児・介護の両立支援 ～くるみん・えるぼしって何?～』
講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子 氏
- ② 14:45 ~ 15:20 『ねぼけ堂物語～ある大阪商人の生活と意見～』
講師 さくら税理士法人 公認会計士・税理士 竹内 洋一
- ③ 15:30 ~ 17:00 『不確実性の時代に向き合う』
講師 関西学院大学 教授(「NEWS ZERO」元メインキャスター) 村尾 信尚 氏

懇親会 17:15 ~ 19:00 4階 クレメントホール(西中) (立食形式)

会費 無料 申込方法 電話またはFAX (申込用紙はホームページにて掲載)

申込期限 8月22日(金) ※懇親会ご出席の方には、ホテルより駐車割引券(3時間分)が発行されます。
当事務所受付案内へお申し出下さい。
※懇親会にご参加の方は、名刺をご持参ください。



夏 季 休 業 の お 知 せ

当事務所では、8月9日(土)から17日(日)まで夏季休業とさせていただきます。
何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。



ヴォルティスアウェイ応援4連勝!!

サッカーは嫌いではないが、それほど好きでもない。そんな私。ヴォルティスをアウェイで応援しに行くと負けない。なんと4連勝。磐田・岡山・甲府・今治の4回。偶然だが、不思議に負けない。徳島ヴォルティスから中元・歳暮が来るかもしれない。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

発行